



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年10月27日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
地域福祉課	地域福祉係	井奈波	内線 3446 直通 058-272-8435 FAX 058-278-2651

～ 支える人も支えたい ～

ケアラー支援推進月間における広報・啓発について

県では、「岐阜県ケアラー支援条例」に基づき、家族といった身近な人の介護、看護、日常生活上の世話を無償で行う「ケアラー」の方々への支援に取り組んでいます。

この取組の一環として、今年度から新たに、11月11日の「介護の日」を含む11月を「ケアラー支援推進月間」と定め、「支える人も支えたい」をキャッチフレーズに、集中的な広報・啓発を行います。

記

1 実施期間

令和7年11月1日（土） ～ 30日（日）

2 実施内容

（1）啓発動画の配信

6種類（県民向け、ケアラー本人向け、ケアラーを雇用する事業者向け 各2種類）の動画を以下の媒体で配信

対象	啓発内容
県民	困難を抱えるケアラーがおり、ケアラーを社会全体で支える必要があること
ケアラー本人	ケアの負担を一人で抱える必要はなく、困ったときは周囲に相談してもよいこと
事業者	事業者として、仕事とケアの両立支援が求められていること

【配信媒体】

①県公式ホームページ（Web検索キーワード：岐阜県 ケアラー支援）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/387170.html>

②県庁舎デジタルサイネージ

③ソーシャルメディア（動画広告）：Facebook、Instagram

④路線バス車内モニター（動画広告）：岐阜バス（100台）、名阪近鉄バス（20台）

（2）啓発チラシの配布

ケアラー本人向け、ケアラーを雇用する事業者向けの2種類の啓発チラシを制作し、市町村、関係機関、当事者団体等を通じて配布

（3）啓発活動の実施

日 時： 令和7年11月15日（土） 11:00～14:00

場 所： 岐阜市役所庁舎1階 市民交流スペース ミンナト（岐阜市司町40-1）

内 容： 啓発物品（クリアファイル・絵本）や啓発チラシの配布、啓発動画の上映

＜岐阜県ケアラー支援条例＞

全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことのできる社会の実現を目的として、ケアラー支援に関する基本理念、関係者の役割及び基本的施策を定めるもの。議員提案により制定され、令和6年4月に施行。

＜岐阜県ケアラー支援推進計画＞

ケアラーへの支援を総合的かつ計画的に推進するため、ケアラー支援に関する基本方針、具体的施策を定めるもの。令和7年3月に策定。

＜介護の日＞

厚生労働省が、介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日として、11月11日を「介護の日」とした。

＜参考＞

〇県内のケアラー数（推計）

（単位：人）

調査年	総数	うち男性	うち女性
平成28年	113,000	42,000	72,000
令和3年	118,000	43,000	75,000

出典：社会生活基本調査（総務省）

※15歳以上人口のうち、普段家族の介護をしている方の推計値

「介護をしている」とは、家族の日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動などの際に何らかの手助けを行っている状況をいい、病気などで一時的に寝ている人に対する介護は含まない。

※統計表の数値は、総数に分類不能又は不詳の数値を含むため、また、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

〇県内のビジネスケアラー数（推計）

（単位：人）

調査年	総数	うち介護休業等制度の利用あり	うち介護休業等制度の利用なし
平成29年	38,300	3,600	34,600
令和4年	41,100	3,700	36,800

出典：就業構造基本調査（総務省）

※15歳以上の有業者（仕事が主な者）のうち、介護をしている方の推計値

「介護をしている」とは、家族の日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動などの際に何らかの手助けを行っている状況をいい、病気などで一時的に寝ている人に対する介護は含まない。

※「介護休業等制度」とは、介護休業、短時間勤務、介護休暇、残業の免除・制限、フレックス・時差出勤等をいう。

※統計表の数値は、総数に分類不能又は不詳の数値を含むため、また、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。